

自治会防犯カメラ管理運用規程（例）

1 目的

この規程は、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会が設置する防犯カメラに関し、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、適正な管理及び運用を行うため、必要な事項を定める。

2 設置台数及び場所

- (1) 設置台数 台
- (2) 設置場所 山陽小野田市

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラ及び記録データの適正な管理、運用を行うため管理責任者を次のとおり指定する。

管理責任者

自治会 (役職) (氏名)

- (2) 管理責任者は、自らが防犯カメラの操作を行わない場合は、適当と認める者を操作取扱者に指定することができる。

操作取扱者

自治会 (役職) (氏名)

- (3) 管理責任者及び操作取扱者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。
- (4) 管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラにより撮影された記録データから知り得た情報を決して他人に漏らしてはならない。
- (5) 管理責任者は、記録データの漏えい、滅失、棄損又は流出等の防止及びその他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

4 記録データの管理等

(1) 機器の管理

カメラの記録データ（又は記録データが保存され記録媒体）については、管理責任者、操作取扱者以外の者が記録装置から取り出すことができないよう、ID、パスワード等の設定（又は施錠）をしなければならない。

(2) 記録媒体の管理

記録媒体を記録装置から取り出した場合は、施錠可能な保管庫に保管し、外部への

